平成２４年（フ）第４０４号
広島市東区光町１丁目11番24―1116号
債務者　髙西　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９５号
広島県廿日市市六本松１丁目４番５―107号
債務者　髙橋　浩美（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０２号
広島市中区基町20番１―1152号
債務者　大井　三枝
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９号
愛媛県新居浜市新田町２丁目７番25号
債務者　橋本サナミ
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第７０号
愛媛県新居浜市新田町２丁目７番25号
債務者　橋本総一郎
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８８１号
福岡市城南区神松寺１丁目23番32号
債務者　長田　正隆
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８８２号
福岡市城南区神松寺１丁目23番32号
債務者　長田　正子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２６号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目23番５号
債務者　佐藤　栄治
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９８８号
福岡市早良区原５丁目２番27―201号
債務者　橋本ひなみ
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２５号
福岡県古賀市花見南２丁目３番17号
債務者　有薗伸太郎
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２６号
福岡県古賀市花見南２丁目３番17号
債務者　有薗　美加
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０４６号
福岡市城南区鳥飼７丁目34番307号
債務者　谷川　久太
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６２号
福岡市城南区荒江１丁目15番31―202号
債務者　馬場　政和
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０８１号
福岡県太宰府市宰府４丁目２番40号
債務者　吉原　誠一
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０９２号
福岡県春日市昇町５丁目107番地サンク昇町101号
債務者　柳原　聖子（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０９４号
福岡市東区三苫３丁目３番46―101号
債務者　田中　美佐
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５号
秋田県能代市元町15番33号　第12スカイハイツ102号
債務者　有山　茂美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１７２４号
大阪府豊中市新千里西町３丁目１番Ｃ12―101号
債務者　伊藤　季尋
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部